

# 学校感染症の診断書及び証明書

学校名 \_\_\_\_\_ 岐阜第一高等学校

年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

1. 上記の者について、下記の病気を診断しました。

2. 上記の者について、下記の病気により \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 日間) まで出席の停止をしたことを認めます。

種類	○印	病名	出席停止期間の基準
第1種		病名 ( )	治癒するまで
第2種		インフルエンザ ( 型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性製剤による治療が完了するまで
		麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		結核	症状により学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種		コレラ	症状により学校医、その他医師において伝染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		下記は条件によって第3種感染症として措置をとることができるもの	
		溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間経ち、全身状態がよくなるまで
		手足口病	発熱などの急性期症状が消失し、全身状態がよくなるまで
		伝染性紅斑	発疹のみで全身状態がよくなれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態がよくなるまで
		感染性胃腸炎	
	ヘルパンギーナ		
	ウイルス性肝炎		
	その他 ( )		

(注) 通常出席停止の措置は必要ないと考えられるもの アマゾラミ・伝染性軟属腫・伝染性膿痂疹

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

㊞